

船橋設備規則

規
則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 18 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 2 月 15 日 規則 第 18 号
船橋設備規則の一部を改正する規則

「船橋設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船橋設備の検査

2.1 一般

2.1.1 検査の種類

(2)を次のように改める。

登録された又は登録を受けようとする船橋設備は次に掲げる検査を受けなければならない。

- (1) 登録のための検査（以下、本則において「登録検査」という。）
- (2) 登録を維持するための検査（以下、本規則において「維持検査」という。）
維持検査の種類は次のとおりとする。
 - (a) 定期検査
 - (b) 年次検査
 - (c) 臨時検査
 - (d) 不定期検査

2.1.2 検査の時期

-2.(4)として次の 1 号を加える。

- 2. 維持検査は、次の間隔で行わなければならない。
((1)から(3)は省略)
- (4) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.3 として次の 1 条を加える。

2.3.3 不定期検査

不定期検査では、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。